

# 学界動向

## ― 寄生地主制

### 論争をめぐって

芳賀正治

右のテーマのほかにその「論争」の内容について検討を加えることにする。しかし、それ全体の紹介、批判を展開することは全く私の任に耐えるところではない。私なりにまじめをして参考に供し、願わくば批判を仰ぎたいと考へる。

戦後の日本近世史研究において「豪農」の問題が大きくとりあげられ、最近では明治維新の性格規定などともからんで絶対主義成立の基盤として、「寄生地主制」の問題がとくに学界の中心問題を形成しているように思われる。たとえば故藤田五郎氏が大塚久雄氏のヨーマン説に刺戟されて、後進国日本におけるそれがどのような途をたどつて現われていたかを史料にもとづいて検討した結果、「富裕なる自営層」・「豪農」といういわば特殊日本のブルジョアジーをみいだし、その性格と階層のなかに日本資本主義の特殊性をもとめたのである。古島敏雄氏らの「寄生地主制」の研究はこのような方向をさらにおしすすめた

たものである。だから「寄生地主制」という概念は、一応特殊日本型なる資本主義を説明するために導入されたものであつた。ところが最近では、この「寄生地主制」的土地所有は世界史の法則にまで高め、諸外国の絶対主義成立期に適用しようとする見解がでてきた。豊富な史料をもつ日本史の研究成果が、西洋史の領域に影響をおよぼす傾向は注目される。しかし、日本の絶対主義の特殊性を主張するための概念が、絶対主義一般の基礎範疇となりうるものかどうかが問題とされなければならぬ。

「寄生地主制」については五四年年度の歴史学研究会大会（その内容は、歴研編「歴史と現代」岩波書店）さらに土地制度史学会秋季学術大会（「土地制度史学」3）において、問題提起がなされることによつて次第に明るみに出されてきたのである。こうしてはじめて「寄生地主制」を規定する歴史法則の解明に真正面からとりくむことになつたのである。そして五五年には福島大学経済学会編「寄生地主制の研究」（お茶の水書房）がでるに及んだわけである。本書は「商学論集二」・「五」の論文を収めている。大塚氏はこの論文集を昨年度における社会科学界の大きな収穫の一つと評したのである。いわゆる「寄生地主制論争」はこの書物に対する書評の形で展開されたのである。従来、「寄生地主制」は封建的生産様式の内部分からの商品経済の発展にもとづく農民層分解・小農民経営のブルジョア的発展に対する封建的支配者層の対応体系・封建反動の形態として把握されてきた。このようなわが国経済史学の方法論的研究成果に対して、本書は「寄生地主を必然的に生み出

すところの、いわば寄生地主的分解」を指定し、ブルジョアの発展は寄生地主の内部分解としてはじめて顕現するものとみなす立場を提起する。この書物は、このような「一貫した共通の問題意識」を持ちながら、個々の論文の間には鋭い見解の対立が見られる。そしてこのような対立は、「寄生地主制の成立歴史的な前提として小ブルジョア生産関係を認めるかどうか」という問題なのである。ここに吉岡照彦氏は「ブルジョアの発展を前提として、寄生地主制をそれに対する対応体系」として批判し、「従来」の通説を全面的に批判して、「寄生地主制を必然的に生み出したところの、いわば寄生地主的分解を指定し」、この「分解」（＝共同体の形態転化）を絶対主義成立の基本的（＝方向規定的）契機を想定し、そのような寄生地主的分解の基礎として「特産物の生産を中心とする農民の貨幣経済」を指定している。

この吉岡氏の「寄生地主制分解の基準」として山田舜氏「寄生地主制の成立」の二論文に対して多くの批判が寄せられたのである。まず、振江英一氏の「民富の問題」（商学論集二四

ノ三)では、わが国における「寄生地主制」の発生、発展及び消滅の客観的な一般的法則はいかなるものかといった問題を正面にたてながら論じている。更に岡田興好氏の「歴史学研究」(一八九号)での書評があり、氏は「堀江氏とともに寄生地主制の成立に小ブルジョアの発展を前提とする立場から批判を行っているが、その中で寄生地主制を日本に特殊な絶対主義成立の基礎過程としている。これに対する吉岡、山田両氏の反批判(「歴研」一九一)がなされて「論争」は活発化したのである。続いて大塚久雄氏の「寄生地主制論争の問題点」(同、一九二)による論争参加をみることになるが、氏は寄生地主制を世界史を貫く法則として規定しながら、吉岡、岡田両氏の中間の立場に立たされることになった。こうして問題はひびく多岐なものとなったが、それは論争の当時者がいずれも比較史的な見地に立っているからなのである。以下は主にイギリス絶対王制下における基本的な土地制度、またその発展と消滅について基本的な論点を整理して、論争の問題点にふれること

にする。

(二)

絶対王制の成立に際して世界史の法則に高められた寄生地主制を強調することは必ずしも正しくないと思うが、それにしても寄生地主とよばれるべきものが果してイギリスやフランスにみられるかどうか。イギリスに寄生地主を主張する吉岡氏によれば、その構造はほぼ次のごとくなっている。絶対主義成立期には領土の直営地を一括借り上げる富裕な上層農民Ⅱ大定期借地農が出現する。領土は彼等から「地代」をとって直営地を貸付けるが、「大定期借地農は資本家的借地農ではなく地代徴収借入にすぎない。」だから彼らは「賃借した直営地全体を自ら経営したのではなく、その一部分を一般土地保有農民に小作せしめ地代徴収に寄生してゆく方向を示した。」すなわち彼らはそれを又小作に出して小作農民から高率の搾取地代Ⅱ小作料を収奪するところの寄生地主となったのである。その場合「寄生地主の直接的な剰余労働の収取を可能

ならしめるものが、彼らの保有Ⅱ所有権(觀念的フエーレ)を保証する絶対王制の国家権力」であり、「寄生地主が把握している共同体が、絶対王制の国家権力を経済外的強制として機能せしめる媒介環となる。」かくして「チューター絶対王朝成立期における農民層『分解』は、一義的に農奴の『寄生地主』と小作農民の『分解』であり」、「寄生地主制の成立は農民層のブルジョアの発展を前提としない」とする。(同氏前掲論文)

この吉岡氏の論文は農民層の実態の再検討に力点がおかれており、そこに従来無視されてきたか、少くとも軽視されていた地主的土地所有の存在を振りおこされたのであった。氏は寄生地主的分解の事實を原史料に即して実證しようと努力されたのである。この分析はいわば帰着点を示したものであって、ここに至る道程は直接分析の対象とされていなかった。それを具体的な分析では跳びこえた形で地主制の存在の實證から直ちにブルジョアの発展の全面的否認という理論的な想定を行ったのである。この飛躍した点に批判のメスが

集中されることになったのである。

岡田氏による批判(前掲)は、まさにこの点に焦点がおかれていた。氏がイギリス絶対王制の成立の基本的な条件として、いわゆる「民富」*Volksreichtum*の成立と農民層のブルジョアの分解の一定度の進展をはっきりと全面に出し、これこそ小商品生産の全面的展開を前提とするものではなかったのか、とせまる。しかし吉岡氏は成立期における民富の成立やそのブルジョアの分解の事実を否認した。農民が商品生産者化することは直ちに小商品生産の成立を意味するものではないとし、貨幣地代の全面的な成立をもとれ自体としてはブルジョアの発展を認めず、この段階の市場権を「特産物商品生産」と規定するのである。その基盤の上で行われる農民層の「寄生地主的分解」を前面におし出した。つまり、絶対王制の土地制度を特徴づけたものは、この「寄生地主的分解」なのである。したがって産業資本形成の現実の出発点となるべき「民富」は、通説の示す一五世紀より約一世紀おくらせて、一六世紀の半頃から、寄生地主制下の

小作人の経済的地位の向上によって形づくられるわけである。したがって眞の「ブルジョアの分解」はこの点を起点としてはじめて開始されることになる。このような両者の対立に對して大塚氏は、吉岡氏の主張するような商品流通の存在を十分に認めながら、一方で基本的に絶対王制成立の歴史的前提として、すでにある程度までの民富の成立とそのブルジョアの分解を理論的に要請し、しかも他方では絶対王制に固有な土地制度として「寄生地主制」を前面におし出した。つまり、一方絶対王制成立の歴史的前提としてすでにある程度の民富の成立、およびそのブルジョアの分解を想定するという点では岡田氏と意見を同じくしている。他方、世界史的法則として、絶対王制の基盤をはっきりと寄生地主制の展開のうちに求める点では、吉岡氏と同一の立場に立っている。このような岡田、吉岡両氏の見解の相違はいずれもいわゆる「大塚理論」に對する批判と修正を含むものと考えられる。それは一般的には封建的土地所有、そして、それを支える土台をなす共同体諸関係を総局

的に揚棄する歴史的要因は、局地的市場圏の成立、および、その拡大、そしてそれを基盤として行われる小ブルジョア層の形成と、そのブルジョアの兩極分解に他ならぬとする「局地的市場圏の理論」と、それを経済史に適用することについては、両氏ともその点で「大塚理論」に基本的には異論はないのである。たゞ、その適用の仕方について、両氏はいずれも大塚氏と異った立場をとったことになる。つまり、岡田氏は局地的市場圏の形成と、ブルジョアの分解の開始を絶対王制成立前にまでさかのぼらせる。そして絶対王制成立期におけるそうした動向の進展をシステム的なものとして捉えているかのようである。これに反し、吉岡氏は、局地的市場圏の形成、および小ブルジョア層の形成とそのブルジョアの分解の開始を一世紀おくらせ、ようやく一六世紀半頃にいたって、しかも寄生地主制下の小作人層を基盤として考えたのである。以上のように論争は吉岡氏の「精力的」になされた農民層の再検討をめぐって「ブルジョアの発展」の一般的、抽象的な把握が行われるよう

になったのである。

さて、「論争」においてブルジョアの発展と並んで中心をなした問題は、絶対王制下において以上の点を商品生産の性格、市場構造からみた場合のそれである。岡田氏が「農民の貨幣経済」の発展を強調するのに対して、吉岡氏は「特産物の生産を中心とする農民の貨幣経済」という段階を措定している。しかし、われわれは吉岡氏の想定とは異つて、イギリスについても、フランスについても絶対王制成立期には明らかに一定の民富の形成とそのブルジョアの分解の事実がみられる。例えば「自由な日雇層」の成長があり、多様な職業の存在である。吉岡氏は山田氏の理論「特産物商品生産」を援用するのであるが、それは「遠隔地商業」のうえに足場をむつものゝ、絶対王制成立期にみられる諸現象は、実は真の民富でもなければ、ブルジョアの分解でもない似て非なるものと見なすのである。ところが史実は吉岡氏の理論的想定と反対にさらに遠隔地商業も遠隔地商分業と並んで、局地的市場圏内局地内分業が力強く頭をの

げつつあったことが明らかに示される。いまや吉岡氏にとつては絶対王制成立期における生産諸力の発達、すなわち社会的分業の存在形態が、基本的にそうした遠隔地商商業にむすびつくのみであったことを実證しなければならなくなつたわけである。こゝにおいて大塚氏は局地的市場圏も形成されていたことを強調される。だが穀物販売の局地化とか小市場町の形成とかいう事実は、それらのブルジョア性を全く否認するか否かは別としても、その小市場と直接生産者との関連が明らかにされなければ、近代的兩極分解への媒介的役割を果したか否かは直ちに規定することはできなう。そして大塚氏は寄生地主制を農民の貨幣経済の推転による封建的危機の所産と規定している。氏は吉岡、山田両氏が寄生地主制を単純にそうした「特産物生産的農民の貨幣経済」にのみ照応させているのに対して、その背後にはすでに封建制そのものを根底から揺がすにいたるような「小ブルジョアの農民の貨幣経済」の発展がすでに現われ

に作り出しはじめていると考へる。つまり寄生地主制というものを、いわばそうした封建制の一般的危機における所産として捉へるのである。実際にこゝ考へなければ、絶対王制の成立が多少とも農民解放を伴いつつ、経過的ではあれ、明るい解放の様相を呈して現れてくることに歴史の意味もほとんど理解することができない。

この「論争」をみるおわりに、その行論において岡田氏がられる「市民的土地所有」Propriete bourgeois について気になるところを記してみる。すなわち、寄生地主制は徹密な歴史的概念としては後進資本主義の体制の一環として把握されるのであつて、ヨーロッパの「寄生地主的所有」にまで、その概念を押しつけてはならぬと主張し、西ヨーロッパの市民革命では寄生地主制の廢棄が農業上土地問題の中心課題となつていない、とする点である。氏によれば、「幕末段階に發生する日本の寄生地主的土地所有と對比されてきた『市民的土地所有』は、それが神聖な所有權に屬するものであるから、法的に確認

されたのではなかった」と。この場合氏は「市民的土地所有」の形式的な一面しかみていない。これが寄生地主的土地所有として把握されたのは、まさしく寄生地主的土地所有は、形式的には一応の私的所有権を確立し、実質的には旧来の封建地代收機構をそのまま利用して地主—小作関係によって小作料—封建地代收取する、このようなものである。

したがって、形式的な面のみをこゝにとりあげるならば、それは近代的土地所有と共通する面をもっている。だが両者が異なる本質的な面は地代実現の仕方にある。寄生地主的所有としての「市民的土地所有」が廢棄された否かは、それ故にかかる形式的な面においてではなく、その実体的面において検討されるべきことなのである。

かくて私は「絶対王制の成立期には明らかに一定度の底層の形態と、そのブルジョア的分解の事実が見出される。このことは、史実として明らかに承認する必要がある。しかも絶対王制の成立と連続を与える封建的な基本的土地所有関係が他ならぬ寄生地主制であり、

農民の寄生地主的分解であることも、史実として認めねばならぬ」という大塚氏の見解をもとに、「その二つの史実をもとに含めて理論化する」努力をしなければならぬ。かくしてこそ寄生地主制の発生、発展および消滅に關する統一的把握がなされるのである。

(三)

以上で「論争」のアラマシを私なりにみて、更に今後のとるべき方向についても考えたのである。しかし、まだ十分に理解できないところも多い。例えば大塚氏にしても吉岡氏にしても、ジエントリーの土地所有は寄生地主制としてみたすら封建的性格を烙印されたのである。殊に吉岡氏は借地農が少しも資本家でないし近代的借地農の性格をもっていないと論証する。すなわち、「地代收讀員人」である総借地農の経営が「貸出された賦役徴收権」をもつ賦役に依拠した経営であったこと、それとともに「直營地の一部分を一般土地保有農民に小作せしめ、地代收讀員に寄生してゆく傾向をとり」「一般農民層に対して

は寄生地主として立ち現われていた」こと—すなわち、「総借地農が『地代收讀員人』であつて、それ自身のうちに商品生産者としての規定性をもっていないこと」が吉岡氏の近代的性格否認の根據となつてゐる。しかし借地農はたんなる地代收讀員人ではなく、領主に対して相対的被占性をもちつことによつて彼らに対抗し、彼らの衰退を促進し、ついに彼らにとつて代りうるような性格をもつていた。それは何によつて可能であつたかといへば、「それ自身のうちに商品生産者としての規定性をもつていた」からである。すなわち賦役ではなしに雇傭労働に依存する方向をとつたことが、領主に対する彼らの相対的被占性を一そう確立することになった。吉岡氏は総借地農が雇傭労働に依存した面をネグレクトしてゐるが、十四世紀中頃の「労働者條令」のその後の発展が、賃金労働者の賃金裁定をめぐつて展開され、ついに労働者とジエントリーとの対立が一五九三年のエリサベス「徒弟法」となり、一応労働者の要求が認められたのであるが、ジエントリーはこれを

自己のブルジョアの発展のために有利に適用してゆく事実を考慮に入れるとき、ジエントリーのブルジョアの性格は否定できないばかりか、基本的なウエイトをおかねばならないのではないか。とはいえ、借地農のすべてがこのようなブルジョア性をもっていたのではなく、吉岡氏のいうような又小作による苛酷な小作料に依存しようとしただろうし、一部はまた賦役に依存しようとしたであろう。いしかえると、絶対王制の基礎となるジエントリーの土地所有はこのような半ブルジョア的半封建的な性格をもっていたのであつて、それが階層分化によつてブルジョアのジエントリーと封建的收奪に寄生する反動的ジエントリーに分れるのは、絶対主義下の封建的土地所有（リジエントリーの土地所有）の危機を通じてであつた。絶対王制下の基礎をなすものが、ジエントリーの土地所有であつたか否かについてはなお詳細な研究がまたれる。

ともあれ、歴史学研究会が五四年の大会において、封建部会として「寄生地主制の諸問題」をとりあげたのが契機となつて、従来の

長期にわたる論争にいろいろれた寄生地主制の研究を新たな水準に高めた。以来、寄生地主制の研究はその成立、発展、没落の全過程を一つの歴史的法則として究明するという正しい軌道にのつたわけである。以上、私の述べてきたところは理論的な面での体系を示すのとは異つて、単なる初学者なりの断片的感想にヒジマリ、しかも理解不十分のところから思わぬ誤りを犯してはいないかと恐れている。

〔註〕

角山 栄氏「エリザベス『徒弟法』の研究」

（『経済理論』一九、二〇）

同 「エリザベス『徒弟法』による

債金統制の実状」（同、二三）

小稿を作成するにあつて使用した論文、書物は本文中に記したものの他、主に次のものである。

遠藤輝明氏「フランス絶対王制成立期における市場形態」

『寄生地主制』成立への展望」（『歴史』一七九、一八〇号）

同、「フランス革命といわゆる地主的土地

所有について」（同、一九五号）

大塚久雄氏「共同体の基礎理論」（岩波）

同 「共同体をどう問うるか」

（『世界』五六年三、四月）

岡田與好氏「イギリス、マナー崩壊の基本的性格」（社会科学研究五ノ二、三）

角田 栄氏「資本主義の成立過程」（ミネ

ルウア書店、昭三一）

栗原百寿氏「農業問題入門」（有斐閣）

「経済史の話題をめぐつて——共同体のこと

など」（『経済評論』三一、七）

歴史学研究会編「明治維新と地主制」（岩

波、昭三一）

渡辺国広氏等「世界的発展法則の再検討

」（『社会経済史学』三三ノ二）

脇田 修氏「地主制の発展をめぐつて」

（『歴史』一八一号）

「歴史学研究会論『歴史学の成果と課題』」

（『歴史』一九六号）

これらのうち私の未見のものは経済研会室の諸先生、そしてから閲覧の機会を与えられたことを記しておきたい。